

悪質商法による消費者被害をなくすための法改正を求める意見書

(原案可決)

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が、令和2年8月19日に取りまとめ公表した報告書では、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要であり、法執行の強化や実効性のある制度改革を行うべき旨の答申がされている。

また、消費生活相談では、通信販売におけるいわゆる「詐欺的な定期購入商法」の相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安に付け込む、マスクの送り付け商法も社会問題化している。特定商取引法が対象としている訪問販売、電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思決定においても、販売業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義があり、書面の電子交付は拙速に行うべきではない。

よって、国においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、法改正にあたっては、次の事項を実行するよう強く要望する。

記

- 1 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。
- 2 訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売、訪問購入などにおける書面の電子交付は、拙速に盛り込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年4月16日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛各通